平成２６年　９月１８日

全国Ｂ型肝炎訴訟北海道原告団　様
全国Ｂ型肝炎訴訟北海道弁護団　様
薬害Ｃ型肝炎訴訟北海道原告団　様
薬害Ｃ型肝炎訴訟北海道弁護団　様

置戸町議会議長　佐　藤　純

意見書の取り扱いについて

平成２６年９月１７日開催、第７回定例会で提出された下記意見書については、議員提案により９月１７日可決し、別紙のとおり提出しましたので、その「写」を送付します。

記

１．ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める要望意見書
　１）９月１７日　意見書案第１２号で原案可決
　２）意見書提出先　～　衆参議院議長・内閣総理大臣・厚生労働大臣外

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める要望意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特にＢ型・Ｃ型肝炎の患者が合計３５０万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第ＩＸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とＢ型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成２３年１２月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日１２０人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

１．ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

２．身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２６年　９月１７日

北海道常呂郡置戸町議会議長　佐　藤　純　一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
宛